

障害福祉計画及び障害児福祉計画 に係る成果目標及び活動指標について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

障害福祉計画及び障害児福祉計画 に係る成果目標及び活動指標について

- 成果目標①:施設入所者の地域生活への移行
- 成果目標②:精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 成果目標③:福祉施設から一般就労への移行等
- 成果目標④:障害児支援の提供体制の整備等
- 成果目標⑤:地域生活支援の充実
- 成果目標⑥:相談支援体制の充実・強化等
- 成果目標⑦:障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上
- 成果目標⑧:障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
- 活動指標の全体像

成果目標①

施設入所者の地域生活への移行

成果目標①－１ 施設入所者の地域生活への移行の目標について

現 状

- 第6期障害福祉計画での地域生活移行者の割合は、令和5年度末までの実績(5,837人)で4.6%。これまでの実績値の経過を踏まえると、高く見込んでも第6期の水準程度になるものと考えられる。
- 自宅やグループホームなどへの地域移行者数は引き続き減少傾向にあり、施設入所者の重度化・高齢化や、地域で重度障害者を受け入れる体制が十分に整っていないことが要因として考えられる。

成果目標(案)

- 障害者総合支援法の基本理念に基づき、障害者の入所施設等から地域生活への移行を進めるため、グループホームなどにおける障害者の重度化・高齢化への対応や、地域生活支援拠点等の整備の推進等の取組を引き続き推進するとともに、現状では地域移行に取り組んでいないなど、求められる役割・機能を果たせていない障害者支援施設も一定数あることを踏まえ、引き続き、以下の目標を設定してはどうか。

【成果目標(案)】

- 令和11年度末時点で、令和7年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～令和2年度)	第6期 (令和3～5年度)	第7期 (令和6～8年度)
基本指針	10% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間))	30% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間))	12% (平成25年度末～ 29年度末(4年間))	9% (平成28年度末～ 令和2年度末(4年間))	6% (令和元年度末～ 5年度末(4年間))	6% (令和4年度末～ 8年度末(4年間))
都道府県 障害福祉計画	14.5% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間))	25.2% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間))	12.0% (平成25年度末～ 29年度末(4年間))	8.0% (平成28年度末～ 令和2年度末(4年間))	5.2% (令和元年度末～ 5年度末(4年間))	5.6% (令和4年度末～ 8年度末(4年間))

平成21～23年度は10月1日数値、24年度～令和8年度は3月末数値。令和6年度以降は推計。(出典：施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査)

成果目標①－２ 施設入所者数の削減に関する目標について

現 状

- 施設入所者を障害支援区分別にみると、区分5以下の利用者は減少する一方、区分6の利用者が増加している。また、年齢階級別にみると、平成25年3月から令和7年3月にかけて50歳以上60歳未満は19.8%、65歳以上は36.9%増加傾向にあり、入所者の重度化・高齢化が進んでいる。
- 直近3か年(令和3年度～令和5年度)の施設入所者数の削減の状況を踏まえ、引き続きこの水準で推移とした場合、令和8年度末時点での令和4年度末の施設入所者数と比較した施設入所者数の削減の割合は、第7期計画における目標値である5.0%を下回る見込み。

成果目標(案)

- 施設には強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者など専門的支援が必要な者も入所しており、地域移行については、専門的支援の確保を含め、地域生活支援の充実・整備とともに取り組むことが必要。
- 近年の施設入所者数の削減状況を踏まえ、引き続き、施設の老朽化等による改築時にはその定員を見直してグループホームやショートステイの整備を合わせて行うことを基本とすること等の取組を推進しつつ、施設から地域への移行に向けた更なる取組として、施設においてすべての施設入所者の地域生活移行に関する意向について、障害者支援施設における支援者のための地域移行等の意向確認に関する指針に従い、適切に意思決定支援を行いつつ確認すること、施設入所者が地域生活に移行する上で必要な支援等について施設の担当職員等が関係機関と連携して検討すること、基本指針の目標と整合した計画の策定を求め、国庫補助の対象を当該計画に基づく施設整備に限る等の取組を推進することとし、第8期計画に係る成果目標を以下のように設定してはどうか。なお、障害者支援施設における専門的支援の質の向上に向けた取組も進めていく。

【成果目標(案)】

- 令和11年度末時点で、令和7年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～令和2年度)	第6期 (令和3～5年度)	第7期 (令和6～8年度)
基本指針	▲7% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間))	▲10% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間))	▲4% (平成25年度末～ 29年度末(4年間))	▲2% (平成28年度末～ 令和2年度末(4年間))	▲1.6% (令和元年度末～ 5年度末(4年間))	▲5% (令和4年度末～ 8年度末(4年間))
都道府県 障害福祉計画	▲8.4% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間))	▲15.4% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間))	▲3.8% (平成25年度末～ 29年度末(4年間))	▲2.2% (平成28年度末～ 令和2年度末(4年間))	▲2.3% (令和元年度末～ 5年度末(4年間))	▲3.8% (令和4年度末～ 8年度末(4年間))

平成17年度、平成20～23年度は10月1日数値、24年度～令和5年度は3月末数値。令和6年度以降は推計。(出典:国保連データ、社会福祉施設等調査、施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査)

成果目標②
精神障害にも対応した
地域包括ケアシステムの構築

成果目標② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに関する目標について

現 状

- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組は一定程度進んできたところであるが、第7期の成果目標は自治体において達成が難しいことが予測される。
- 令和4年12月精神保健福祉法改正により、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の理念の実現に向け、市町村等が実施する精神障害者及び精神保健に課題を抱える者に対する相談及び援助の体制整備が期待されている。

成果目標(案)

- 
- 保健、医療、福祉、住まい、就労その他の適切な支援が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、市町村及び都道府県と保健・医療・福祉関係者や地域住民などが連携して精神保健医療福祉体制の基盤整備等及び差別や偏見のない社会の実現に向けた取組を推進する必要がある。
 - 精神障害者の地域生活支援の充実及び精神病床からの退院の促進を図る観点から、精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数については、引き続き、目標値を設定してはどうか。また、精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)については、75歳以上、40歳以上の認知症の人の数を加えてはどうか。
 - 精神病床における退院率については、退院患者の精神病床への30日以上の再入院率(退院後90日時点、退院後180日時点、退院後365日時点)に改めてはどうか。
 - さらに、心のサポーター数、住民のこころの状態を新たな成果目標として設定してはどうか。

成果目標② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに関する目標について

成果目標(案)

【成果目標(案)】

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数については、令和5年度の都道府県の中央値である319.3日以上とすることを基本とする。中央値に達している都道府県は、令和5年度の値以上とすることを基本とする。
- 令和11年度の全国の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満、75歳以上(再掲)、40歳以上の認知症である者(再掲))の目標値については、約3.6万人の減少を目指すこととする。(75歳以上、40歳以上の認知症である者は新規)
- 退院患者の精神病床への30日以上再入院率については、令和5年度の都道府県の中央値である退院後90日時点10.3%以下、退院後180日時点17.4%以下、退院後365日時点25.7%以下とすることを基本とする。中央値に達している都道府県は、令和5年度の値以下とすることを基本とする。(新規)
- 心のサポーター数については、令和15年度までに100万人とすることを基本とする。都道府県は将来の推計人口を元に、目標を設定することを基本とする。(新規)
- 住民のこころの状態については、K6という尺度を活用して評価することを基本とし、住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を把握することが望ましいこととする。(新規)

成果目標③

福祉施設から一般就労への移行等

成果目標③－１ 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行に関する目標について

現 状

- 第7期障害福祉計画の基本指針の成果目標は、就労移行支援事業等(※1)の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上としている。直近の令和5年度実績は令和3年度実績の1.17倍(3,616人増。25,306人)であり、現状の水準で推移とした場合、成果目標を上回ると見込まれる。
- ※1 就労移行支援、就労継続支援、自立訓練及び生活介護
- 各事業別で見ると、就労移行支援(1.31倍以上)、就労継続支援A型(概ね1.29倍以上)及び就労継続支援B型(概ね1.28倍以上)の成果目標については、直近の令和5年度実績は、就労移行支援1.07倍(1,016人増。14,920人)、就労継続支援A型1.34倍(1,111人増。4,426人)、B型1.30倍(1,005人増。4,335人)であり、現状の水準で推移とした場合、就労移行支援のみ、成果目標を下回ると見込まれる。
- また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とする成果目標について、直近の令和6年度実績は26.4%であり、現状の水準で推移とした場合、成果目標を下回ると見込まれる。

成果目標(案)



- 就労移行支援事業及び就労継続支援事業における一般就労への移行に向けた取組を評価するため、引き続き、「一般就労への移行」に係る目標として移行者数を設定してはどうか。その際、直近5年間の利用者数及び一般就労への移行率の状況を踏まえて設定してはどうか。
- 就労移行支援事業については、引き続き、サービス利用者に占める一般就労へ移行者の割合が一定水準以上である事業所の割合も目標として設定してはどうか。

【成果目標(案)】

- 就労移行支援事業所等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和11年度中に令和6年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
 - ・就労移行支援事業 : 令和6年度実績の1.14倍以上とすることを基本とする。
 - ・就労継続支援A型事業: 令和6年度実績の概ね1.52倍以上を目指す。
 - ・就労継続支援B型事業: 令和6年度実績の概ね1.67倍以上を目指す。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。

成果目標③－２ 一般就労後の定着支援に関する目標について

現 状

- 第7期障害福祉計画の基本指針の成果目標である「就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度実績(14,544人)の1.41倍以上とすること」について、令和6年度実績は18,874人(1.30倍)であり、引き続き、現状の水準で推移するとした場合、成果目標に達することが見込まれる。
 - 就労定着率において、「令和8年度就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率(※)が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすること」については、令和6年度実績は17.5%であり、引き続き、現状の水準で推移するとした場合、成果目標を下回ると見込まれる。
- ※ 就労定着率:前年度末から過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者に占める一般就労への移行先での雇用継続期間が前年度において3年6か月以上6年6か月未満に該当した者の割合

成果目標(案)

- 就労定着支援事業の利用者数に関する目標については、現在の利用状況のほか、就労移行支援事業等から一般就労への移行を推進していることを踏まえ、引き続き、その利用者数の増加を目標として設定してはどうか。
- 障害者が一般就労に安定して定着するためには、職場、ジョブコーチ、就労定着支援、地域の関係機関等により必要な取組・支援が行われることが重要であり、引き続き、就労定着率に関する目標については、就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率(※)を参考として目標を設定してはどうか。

【成果目標(案)】

- 就労定着支援事業の利用者数については、令和11年度末の利用者数を令和6年度末実績(18,874人)の1.47倍以上(27,819人)とすることを基本とする。
- 就労定着率については、令和11年度就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率(※)が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。

現 状

- 令和7年10月に就労選択支援が施行されたが、就労選択支援の積極的な利用を促すため、地域に就労選択支援事業所を確保し、就労選択支援の利用希望者が、就労選択支援を利用することができる体制を確保する必要がある。
- 就労選択支援の施行に伴い、就労継続支援B型は、令和7年10月より、「就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が利用対象となる（就労経験がある者等は就労選択支援を経ずに就労継続支援B型を利用可能）。
また、令和9年4月から、支援体制の整備状況を踏まえつつ、新たに就労継続支援A型を利用する場合や就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する場合においても「就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が利用対象となる。

成果目標(案)

- 令和7年10月により開始された就労選択支援の積極的な利用を促すため、（自立支援）協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置することを目標として設定してはどうか。また、就労選択支援を利用する障害者の数を目標として設定してはどうか。
- 引き続き、地域の就労支援に関する機関の連携を強化する取組を進めてはどうか。

【成果目標(案)】

- （自立支援）協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を1事業所以上設置することとする。また、令和11年度の就労選択支援を利用する障害者の数を82,000人以上とする。**（新規）**
- 都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。

成果目標⑤

地域生活支援の充実

成果目標⑤－１ 地域生活支援の充実に関する目標について

現 状

- 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行を支援する地域生活支援拠点等の整備を推進するため、令和4年の障害者総合支援法改正により、令和6年4月から、地域生活支援拠点等について、市町村における整備を努力義務化し、また、都道府県による市町村への広域的な支援の役割も明記された。
- 第7期障害福祉計画期間中に、1,741市区町村のうち、1,587市区町村（複数の市町村による共同整備含む。）において地域生活支援拠点等の整備が行われる見込み。
- 各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本としているが、第6期障害福祉計画期間中の実施は769市町村（拠点等を整備している自治体の64.4%）にとどまっている状況がある。



成果目標(案)

- 障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援の充実を図るため、各地域で地域生活支援拠点等の整備をさらに進めることが必要。また、コーディネーターを配置して、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制を構築するなどにより、その機能の強化を図ることが必要。さらに、地域のニーズを踏まえた必要な機能が備わっているか、PDCAサイクルを通じて改善を図っていくことが必要。

- これらを進めるため、以下の成果目標を設定してはどうか。

【成果目標(案)】

- 令和十一年度末までに、各市町村は、地域生活支援拠点等（複数市町村による共同整備を含む。）を整備し、当該市町村の全ての日常生活圏域を支援の対象とすることを基本とする。

また、これらの地域生活支援拠点等に拠点コーディネーターを配置すること、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者を配置すること、及び、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

成果目標⑤ー2 強度行動障害を有する者への支援体制の充実について

現 状

- 強度行動障害を有する者の支援体制の充実について、第7期障害福祉計画期間中に、1,741市区町村のうち、ニーズ把握は1349市区町村(複数の市町村による共同整備含む。)、体制整備は1312市区町村(複数の市町村による共同整備含む。)にて実施される見込み。
- 障害福祉サービス事業所等での受入が進むよう様々取り組んでいるが、受入ができず同居する家族にとって重い負担が継続していることや、受け入れた事業所において適切な支援を継続的に提供することができず、支援者が疲弊し、本人の状態がさらに悪化するなどの実情がある等の指摘がある。



成果目標(案)

- 強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るため、引き続き支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要である。
- より着実に体制整備を進めるために、第8期障害福祉計画の基本指針においては、成果目標を以下のように設定してはどうか。

【成果目標(案)】

- 令和11年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握すること。それに基づき、専門人材の育成・配置や集中的支援の実施体制の整備等の地域の関係機関と連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

成果目標⑥

相談支援体制の充実・強化等

成果目標⑥ 相談支援体制の充実・強化等に関する目標について

現 状

- 障害者総合支援法の改正により、令和6年4月1日から、基幹相談支援センターの設置が市町村の努力義務となり、（自立支援）協議会についても、地域課題の抽出及びその解決を図る機能を促進するための改正が行われたところであるが、基幹相談支援センターの設置率は約6割にとどまるとともに、（自立支援）協議会については、具体的な課題を検討する部会の設置状況や開催頻度等は様々であり、形骸化を指摘する声もある。
- 指定特定・指定障害児相談支援事業所は、令和6年4月1日時点で12,324箇所、従事する相談支援専門員の数は28,661人となっており増加傾向にある一方、セルフプランの割合は地域ごとにばらつきが大きくなっている。
（令和6年3月末時点の全国のセルフプラン率：計画相談15.8%、障害児相談30.7%）
- こうした状況を踏まえ、以下の取組等を実施。
 - ・都道府県とのブロック会議、市町村向けオンライン研修の開催（令和6年度～令和8年度の実施を予定）
 - ・アドバイザーによる基幹相談支援センター等の設置・機能強化促進モデル事業の実施（〃）
 - ・市町村ごとのセルフプラン率を国が公表し、見える化を図る



成果目標(案)

- 基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び（自立支援）協議会は、相互に連携しながら地域における生活支援体制を確保することが期待される。また、（自立支援）協議会においては、地域の障害者の個別事例等を通じて明らかになった地域課題の解決に向けて取り組むことが重要である。
- セルフプランは、自治体が計画相談支援等の体制整備に向けた努力をしないまま安易に申請者をセルフプランに誘導するようなことは厳に慎むべきである。
- 上記の観点から以下の成果目標を設定してはどうか。

【成果目標(案)】

- 令和十一年度末までに、全ての市町村において、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、（自立支援）協議会を設置・整備した上で連携した体制が整備されていること。
- 基幹相談支援センターが協議会の運営に関与する等により、個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備に取り組む体制を確保することを基本とする。
- 都道府県及び市町村において、セルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実強化等を図ることにより、令和十一年度末までに、のぞまないセルフプラン（身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合に作成されるセルフプランをいう。）の件数をゼロにすることを基本とする。（新規）

成果目標⑦
障害福祉人材の確保・定着、
生産性の向上

現 状

- 障害福祉分野において、人材確保やケアの充実のための生産性向上は喫緊の課題。
- 「新しい資本主義実行計画2025」及び「省力化投資促進プラン—障害福祉—」では、「都道府県ワンストップ窓口設置数」を令和8年度には10以上、令和11年度には全都道府県に設置することを目指している。



成果目標(案)

- 政府目標を念頭に、全国の障害福祉現場の人材確保・生産性向上のための支援体制を構築する観点から、都道府県におけるワンストップ窓口の設置状況を成果目標としてはどうか。
- 併せて、生産性向上並びにこれを通じた職場環境改善及び経営改善支援に向けた関係者の連携を図る協議会の設置状況を成果目標としてはどうか。
- なお、専門人材の養成に向けた研修実施に関する目標については、障害福祉人材の確保に関わる目標であり、「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」の項目(現成果目標8)から、当該項目に移行する。

【成果目標(案)】

- 各都道府県における人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置(新規)
- 生産性向上やこれを通じた職場環境改善・経営改善支援に向けた関係者の連携を図る協議会の設置(新規)
- 都道府県における相談支援専門員研修(初任者・現任・主任)及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修(基礎・実践・更新)の実施
- 都道府県における相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援に関する研修の実施

成果目標⑧

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

成果目標⑧-1 障害福祉サービス等の質の向上に関する目標について

現状

- 第7期障害福祉計画の策定に向け、基本指針において、以下の活動指標を設定している。
 - ① 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
 - ② 都道府県による相談支援専門研修(初任者・現任・主任)及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修(基礎・実践・更新)修了者数
都道府県による相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数
 - ③ 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
 - ④ 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数
- 実績値は伸びてきているものの、令和5年度の実績では①の研修への参加は市町村の74.9%、③の審査結果の共有は都道府県の74.4%、④の指導監査結果の共有は都道府県の85.1%にそれぞれとどまっている。

成果目標(案)

- 利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくための取組みとして、第7期計画の指針において設定された①、③、④の項目については、都道府県による更なる取組を促していくことが必要であり、引き続き既存の成果目標及び活動指標を設定する。(②については成果目標7へ移行)

【成果目標(案)】

令和11年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築する。

現 状

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。
- 現状において、障害福祉サービス等情報公表制度における公表済み事業所は約8割程度に留まっている状況であり、障害者部会報告書(令和4年6月13日)においても、「利用者への情報公表と災害発生時の迅速な情報共有を図るため、事業所情報の都道府県知事等への報告・公表をさらに促進する方法について検討すること」が記載されている。



成果目標(案)

- 公表済み事業所数が低調に留まっていることを念頭に、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにする観点から、都道府県等における管内事業所の公表率及び更新率を成果目標としてはどうか。

【成果目標(案)】

- 各都道府県等の実施主体全てにおいて、障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率(毎年度1回)を100%とする(新規)

活動指標の全体像

活動指標の全体像

福祉施設から一般就労への移行等、障害福祉サービス、相談支援、発達障害者支援、障害児支援、精神障害者関係及び障害福祉サービス等の質の向上に係る活動指標の全体像及び各々の見込みを立てる際の勘案事項は次表のとおり。

<福祉施設から一般就労への移行等>

事 項	内 容	第8期障害福祉計画 の活動指標の考え方
障害者に対する職業訓練の受講	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労への移行を促進するため、令和八年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が職業訓練を受講することができるよう、受講者数の見込みを設定する。	第7期障害福祉計画 からの継続
福祉施設から公共職業安定所への誘導	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促し、令和八年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることができるよう、福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定する。	
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導	都道府県の労働担当部局及び障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労に移行した者の職場定着を支援するため、令和八年度において、福祉施設から一般就労に移行する利用者のうち、必要な者が就労移行支援事業者等と連携した障害者就業・生活支援センターによる支援を受けることができるよう、福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定する。	
公共職業安定所における福祉施設利用者の支援	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促すとともに、就労移行支援事業者等が適切かつ必要な就労支援を支援者に対して行い、令和八年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることで、一定割合の者が就職に結びつくよう、公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数の見込みを設定する。	

<障害福祉サービス、相談支援>

区分	サービスの種類	見込み量	見込み量の設定に当たり勘案すべき事項					
			現に利用している者の数	障害者等のニーズ	平均的な一人当たり利用量	施設入所者の地域生活への移行者数 (成果目標)	福祉施設利用者の一般就労への移行者数 (成果目標)	入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後にサービスの利用が見込まれる者の数
訪問系	居宅介護	利用者数 利用日数	○	○	○	○		○
	重度訪問介護	利用者数 利用日数	○	○	○	○		○
	同行援護	利用者数 利用日数	○	○	○			
	行動援護	利用者数 利用日数	○	○	○	○		○
	重度障害者等包括支援	利用者数 利用日数	○	○	○	○		○

<障害福祉サービス、相談支援>

区分	サービスの種類	見込み量	見込み量の設定に当たり勘案すべき事項					
			現に利用している者の数	障害者等のニーズ	平均的な一人当たり利用量	施設入所者の地域生活への移行者数 (成果目標)	福祉施設・サービス利用者の一般就労への移行者数 (成果目標)	入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後にサービスの利用が見込まれる者の数
日中活動系	生活介護	利用者数 利用日数	○	○	○	○		○
	自立訓練(機能訓練)	利用者数 利用日数	○	○	○	○		
	自立訓練(生活訓練)	利用者数 利用日数	○	○	○	○		○
	就労選択支援	利用者数		○※1				
	就労移行支援	利用者数 利用日数	○	○※2	○	○	○	○
	就労継続支援(A型)※3	利用者数 利用日数	○	○	○	○	○	○
	就労継続支援(B型)	利用者数 利用日数	○	○	○	○	○	○
	就労定着支援	利用者数	○	○			○	
	療養介護	利用者数	○	○				
	短期入所 (福祉型・医療型)	利用者数 利用日数	○	○	○	○		○

※1:特別支援学校卒業生等、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を新たに利用する者及び現に利用している者の数等を含む

※2:特別支援学校卒業生等、休職者で復職を希望する者、新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数を含む

※3:地域の雇用情勢等も勘案して必要なサービス量を見込む

＜障害福祉サービス、相談支援＞

区分	サービスの種類	見込み量	見込み量の設定に当たり勘案すべき事項					
			現に利用している者の数	障害者等のニーズ	平均的な一人当たり利用量	施設入所者の地域生活への移行者数 （成果目標）	福祉施設利用者の一般就労への移行者数 （成果目標）	入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後にサービスの利用が見込まれる者の数
施設系 居住支援	自立生活援助	利用者数	○	○※3		○		○
	共同生活援助※4	利用者数	○	○※5		○		○
	施設入所支援	利用者数	○※6	○※7		△※8		
相談支援	計画相談支援	利用者数	○	○				○
	地域移行支援※9	利用者数	○	○		○		○
	地域定着支援	利用者数	○	○※10		○		

- ※3: 単身である障害者の数・居住している家族による支援を受けられない障害者の数を見込む
※4: 全体の見込み量とは別に、重度障害者のニーズを別途見込む
※5: 一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数を含む
※6: 令和四年度末時点の施設入所者数を基礎とする
※7: グループホーム等での対応が困難な者といった真に必要と判断される数を見込む
※8: 地域生活への移行者数を控除して見込む
※9: 設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が対象者数の見込みを設定する
※10: 単身世帯である障害者の数・同居している家族による支援を受けられない障害者の数を見込む

＜施設入所者の地域生活への移行等＞

事 項	内 容
地域移行等意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援の回数	障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者による、地域生活への移行に向けた入所者全員への支援の回数

＜地域生活支援拠点等＞

事 項	内 容
地域生活支援拠点等	地域生活支援拠点等の設置個所数、コーディネーターの配置人数、機能の充実にに向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の年間の実施回数

<発達障害者支援関係>

事 項	内 容
発達障害者地域支援協議会の開催回数	地域の支援体制の課題の把握及び対応について検討を行うために設定
発達障害者支援センターの相談件数	現状の相談件数、発達障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり発達障害者支援センターによる相談支援が真に必要とされる数を勘案する
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言回数	現状の助言件数、発達障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難な事例に対する発達障害者支援センターあるいは発達障害者地域支援マネジャーの助言を必要とする数を勘案する
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	現状の研修及び啓発件数を勘案する
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)及び実施者数(支援者)	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案する
ペアレントメンターの人数	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案する
ピアサポートの活動への参加人数	現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案する

<精神障害者関係>

事 項	内 容
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における 目標設定及び活動状況の把握・評価	都道府県、障害福祉圏域、 市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要
心のサポーター養成研修実施回数	心のサポーターの養成のために必要
精神保健福祉相談員講習会等の実施回数	精神障害者及び精神保健に課題を抱える者に対する相談及び援助の充実の図るために必要
精神病床における退院患者の退院後の行き先	都道府県において、入院中の精神障害者が地域生活を送るための基盤整備内容を検討するために必要

事 項	見込み量	現に利用している精神障害者の数	精神障害者等のニーズ	入院中の精神障害者のうち利用が見込まれる者の数
精神障害者の地域移行支援	利用者数	○	○	○
精神障害者の地域定着支援	利用者数	○	○	○
精神障害者の共同生活援助	利用者数	○	○	○
精神障害者の自立生活援助	利用者数	○	○	○
精神障害者の自立訓練(生活訓練)	利用者数	○	○	○
精神障害者の短期入所	利用者数	○	○	○

<相談支援体制の充実・強化等>

事 項	内 容
都道府県における相談支援の体制整備の取組	都道府県における地域の実情に応じたアドバイザー（相談支援体制整備等に関する助言・調整を行う者）配置の有無 都道府県が市町村職員等を実施する相談支援体制に関する研修等の開催回数
基幹相談支援センターによる市町村の相談支援体制の整備	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の、管内の全ての相談支援事業所に占める割合（取組例） ・ 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言 ・ 地域の計画相談支援事業所等の人材育成の支援 ・ 地域の相談支援機関や医療、教育機関等との連携強化の取組 ・ 個別事例の支援内容の検証等 基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無（地域づくり）
協議会における個別事例の検討を通じた地域課題の解決に向けた取組	協議会の実施回数専門部会の設置数及び実施回数 個別事例の検討を通じて抽出された課題を踏まえ、地域における障害者の支援体制の整備等について、協議会の議題とした数

<障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上>

新規

事 項	内 容
計画的な人材養成の推進	都道府県による相談支援従事者研修(初任者・現任・主任)及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修(基礎・実践・更新)の修了者数 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数
ワンストップ窓口の活用	都道府県ごとに設置された人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数
福祉・介護職員等処遇改善加算の取得	指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合

<障害福祉サービス等の質の向上>

事 項	内 容
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数(市町村)
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数(市町村)
指導監査結果の関係市町村との共有	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数(都道府県、政令市、中核市)